

長浜市告示第54号

長浜市事業継続強化支援金支給要綱（令和3年長浜市告示第302号）は、廃止する。

令和8年2月25日

長浜市長 浅見 宣義

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年2月25日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による廃止前の長浜市事業継続強化支援金支給要綱第5条の規定は、なおその効力を有する。